

エネトピアでんきサービス利用規約集

エネトピアの電気サービスをご利用にあたっての利用規約です。必ずご一読ください。

電気料金割引キャンペーン規約	
1.本規約の適用	
(1)鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は「電気料金割引キャンペーン規約」(以下、「本規約」という)を定め、「エネトピア 電気料金割引サービス」(以下「本サービス」という)を提供します。	
(2)本規約は、「電気サービス約款」「電気料金プラン約款」(以下「各約款」という)の一部を構成するものであり、本サービスの契約者(以下「契約者」という)は各約款を承諾したものとします。	
(3)本サービスは、両社が別途定める条件を満たす契約者の電気料金から、両社が別途定める金額を割引引くサービスです。	
(4)本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、両社が別途定める本サービスに関する諸規定により、契約者に提示されるものとします。	
(5)本規約に定めのない事項は各約款によります。	
2.本サービスの申し込み	
(1)両社は、契約者が本規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申し込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。	
(2)両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込みを承諾します。	
(3)両社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。	
(4)両社は(2)の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。 <ul style="list-style-type: none"> イ サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき ロ 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき ハ その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき 	
3.契約の満了	
本サービスの契約は、本サービスの提供を開始した日の属する暦月の初日(以下「起算日」という)から両社が別途定める期間をもって満了となります。	
4.契約の満了に伴う更新等	
(1)本サービスの契約は、その契約の満了と同時に新たに契約を締結するとき、または満了と同時に契約を解除するときは、両社が指定する期間中に、両社に申し出ていただきます。	

別紙(提供条件及び割引額)	
鳥取ガスグループ電気料金割引プラン(1)	
対象サービス	鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅱ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅲ 鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅳ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅴ
提供条件	・2020年3月31日までに対象サービスの利用を申し込むこと ・対象サービスを3年間継続利用すること
割引額	150円(税別)/月
契約の期間	3年
解約金	5,400円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から3年が経過する日の属する暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※) (※)転居等を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・本サービスは36か月間の定期契約です。解約のお申し出がなくなり限り、36か月ごとの自動更新となります。 ・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

鳥取ガスグループ電気料金割引プラン(2)	
対象サービス	鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅱ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅲ 鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅳ、鳥取ガスグループ電気サービス契約Ⅴ
提供条件	・2020年3月31日までに対象サービスの利用を申し込むこと ・新たに対象サービスの提供を受けると ・対象サービスを3年間継続利用すること
割引額	300円(税別)/月
契約の期間	3年
解約金	10,800円
解約金の適用除外	・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※) ・両社がやむを得ない事由と判断する場合 (※)転居等を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

●お問い合わせ先

enetopia[®]

680-0932 鳥取県鳥取市五反田町6

内容は2019年4月1日現在のもので、予告なく変更される場合があります。

鳥取ガス株式会社：☎ 0570-04-8811 平日・休日問わず 09:00～19:00

鳥取ガス産業株式会社：☎ 0570-04-8822 平日・休日問わず 09:00～19:00

エネトピアでんきサポートセンター：☎ 0570-04-8810 平日・休日問わず 09:00～19:00

2019.04

enetopia [®]	
enetopiaでんき	
エネトピアでんきサービス利用規約集	
エネトピアの電気サービスをご利用にあたっての利用規約です。必ずご一読ください。	
電気サービス約款	

[I 総則]

1.適用
鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は、本小売電気事業者(3(定義)(1)8号)に規定する本小売電気事業者をいい、以下、1(適用)において同様とします。)が低圧需要に供給する電気の取次ぎを行っており、この電気サービス約款(以下、「本約款」という)は両社に電気供給契約申込書(以下、「本申込書」といい、本約款、本申込書およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款を合わせて「需給契約」という)を提出されたお客さまに関し、中国電力株式会社との一般送配電事業における供給区域内のお客さまの需要場所に対して、本小売電気事業者が中国電力株式会社と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

2.本約款等の変更

(1)一般送配電事業者(3(定義)(5)号)に規定する一般送配電事業者をいいます。)の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、両社が小売電気事業者としてお客さまに電気を供給することとなった場合、その他両社が必要と判断した場合には、両社は、本約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。なお、変更後の本約款は両社のホームページに掲載することにより交付することとします。

(2)本約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他両社が適当と判断した方法(以下、「両社が適切と判断した方法」という)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、両社が適切と判断した方法により行い、両社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3)本約款の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

(4)消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款に定めるお客さまが負担する債務をお支払いいただきます。

3.定義

以下の言葉は、需給契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

- (1)低圧：標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2)契約容量：お客さまが契約上利用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- (3)契約電力：お客さまが契約上利用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (4)消費税等相当額：消費税法の規定により課される消費税および地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (5)一般送配電事業者：お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中国電力株式会社をいいます。
- (6)電灯：白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (7)小型機器：主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (8)動力：電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (9)契約負荷設備：お客さまが契約上利用できる負荷設備をいいます。
- (10)契約主閉閉器：契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (11)燃料費調整額：燃料費の電気料金に反映させるための制度にもとづいて算出された値をいいます。
- (12)再生可能エネルギー発電促進賦課金：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」という)第16条第1項に定める賦課金をいいます。
- (13)電気料金：電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。
- (14)供給地点：本小売電気事業者が、一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
- (15)接続供給：本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。
- (16)接続供給契約：本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要とな

る、本小売電気事業者と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。

- (17)託送供給等約款：接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。
- (18)本小売電気事業者：両社との取次委託契約にもとづきお客さまに電気を供給する小売電気事業者である株式会社ととり市民電力(小売電気事業者登録番号：A O 1 6 5)をいいます。
- (19)休日：日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を含みます。
- (20)営業日：休日以外の日をいいます。
- (21)最大使用電力：お客さまが使用される電力の最大値をいいます。
- (22)夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (23)その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (24)貿易統計：関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (25)平均燃料価格算定期間：貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4.単位および端数処理

需給契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。

- イ 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ポルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ニ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ホ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5.実施細目

需給契約の実施に必要な細目事項は、需給契約の趣旨に則り、その都度お客さまと両社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行っていただく必要があります。

[II 契約の申込み]

6.需給契約の申込み

(1)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、両社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、輕易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

- 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主閉閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2)契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただき、電気料金プラン約款にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。
- (3)電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7.需給契約の要件

お客さまに需給契約にもとづき本小売電気事業者が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それとともない、お客さまには、法令等定める技術要件その他の法令等により、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款におけるお客さまに関わる事項を遵守していただきます。

8.需給契約の成立および契約期間

(1)需給契約は、申込みを両社が承諾したときに成立いたします。
(2)契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、11(需給の開始)にもとづき定められた需給開始日から同日が属する年度の末日までといたします。

(4)日割計算の基本算式

- イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- (イ)基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進課金を日割りする場合は、
- 1月の該当料金×(日割計算対象日数/検針期間の日数)
- ただし、(1)ハに該当する場合は、(日割計算対象日数/検針期間)の日数は、(日割計算対象日数/暦日数)といたします。
- (ロ)日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
- A (1)イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- B (1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日前後の期間の日数にそれぞれその契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (ハ)日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進課金を除きます。)を算定する場合
- A (1)イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- B (1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日前後の期間の日数にそれぞれその契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

8.料金適用上の電力量区分の日割計算する場合の基本算式

(1)料金適用上の電力量区分を日割りする場合は次のとおりといたします。

- イ 基本算式
最低料金適用電力量
=1.5キロワット時×(日割計算対象日数/検針期間の日数)
なお、最低料金適用電力量とは、7(日割計算)4(イ)(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進課金が適用される電力量をいいます。
- 第1段階料金適用電力量
=1.0キロワット時×(日割計算対象日数/検針期間の日数)
なお、第1段階料金適用電力量とは、1.5キロワット時をこえ1.2キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
- 第2段階料金適用電力量
=1.8キロワット時×(日割計算対象日数/検針期間の日数)
なお、第2段階料金適用電力量とは、1.2キロワット時をこえ3.0キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
- ロ イによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ 7(日割計算)(1)に該当する場合は、イの(日割計算対象日数/検針期間の日数)は、(日割計算対象日数/暦日数)といたします。

9.季節区分および時間帯区分

- (1)季節区分および時間帯区分
- イ 季節区分は、次のとおりといたします。
- (イ)夏季:毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (ロ)その他:毎年1月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。
- (イ)デイトタイム:毎日午前9時から午後9時までの期間をいいます。ただし、休日及び土曜日(以下「休日等」という)の該当する時間を除きます。
- (ロ)ナイトタイム:デイトタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。
- (ハ)ホリデータイム:休日等の全ての時間をいいます。

10.契約種別

- (1)従量電灯A
- イ 適用条件
3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要に適用いたします。
- ロ 料金
料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- | 最低料金 | 1契約につき最初の1.5キロワット時まで | 3.3円2.3銭 |
|-------|--|----------|
| 電力量料金 | 1.5キロワット時をこえ
1.2キロワット時までの1キロワット時につき | 2.0円4.0銭 |
| | 1.2キロワット時をこえ
3.0キロワット時までの1キロワット時につき | 2.6円9.6銭 |
| | 3.0キロワット時をこえる1キロワット時につき | 2.9円0.4銭 |

ハ 日割計算

- 両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、8(料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式)によるものといたします。
- (2)鳥取ガスグループ電気サービス契約II(以下「電気サービスII」という)
- イ 適用条件
3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIIの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。
- ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の1.5キロワット時まで	2.2円2.3銭
電力量料金	1.5キロワット時をこえ 1.2キロワット時までの1キロワット時につき	2.0円4.0銭
	1.2キロワット時をこえ 3.0キロワット時までの1キロワット時につき	2.6円9.6銭
	3.0キロワット時をこえる1キロワット時につき	2.9円0.4銭

ハ 日割計算

- 両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、8(料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式)によるものといたします。
- (3)鳥取ガスグループ電気サービス契約III(以下「電気サービスIII」という)
- イ 適用条件
3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIIIの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2.5円3.1銭
------------	----------

(ロ)最低月額料金

(イ)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。

1契約につき	1.6,2.0円0.0銭
--------	--------------

- ただし、次の期間の料金は、電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。
- A 電気供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- B 需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- C 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

(4)鳥取ガスグループ電気サービス契約IV(以下「電気サービスIV」という)

イ 適用条件

- 3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当し、9(季節区分および時間帯区分)に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含まれません。)で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIVの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(1)デイトタイム

デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	4.0円2.1銭	3.6円5.3銭

(2)ナイトタイム

1キロワット時につき	1.7円8.7銭
------------	----------

(3)ホリデータイム

1キロワット時につき	1.7円8.7銭
------------	----------

(ロ)最低月額料金

(イ)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。

1契約につき	1.6,2.0円0.0銭
--------	--------------

- ただし、次の期間の料金は、電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。
- A 電気供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- B 需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- C 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

(ハ)使用電力量の計量および算定

- (1)料金の算定期間における使用電力量は、原則として記録型計量器により計量し、次の場合を除き、時間帯ごとに、3.0分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するもの)といたします。
- A 1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月のデイトタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- B 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季のデイトタイムの使用電力量は、その期間におけるデイトタイムの使用電力量からその期間におけるその他のデイトタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- C 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季のデイトタイムの使用電力量は、その期間におけるデイトタイムの使用電力量からその期間における夏季のデイトタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- D 電気需給約款16(検針)一般送配電事業者が計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回検針の結果の1か月平均値(月数による平均値)といたします。
- E 電気需給約款16(検針)一般送配電事業者が特別な事情がある場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1か月平均値によるものとし、次回検針の結果の1か月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であら分して得た値といたします。
- (2)3.0分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3)使用電力量は、供給電圧と同一の電圧で計量いたします。

(5)鳥取ガスグループ電気サービス契約V(以下「電気サービスV」という)

- イ 適用条件
3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))または4(電灯需要(契約電力6キロワット以上))の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが1年を通じてこの電気サービスVの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。
- (イ)夜(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」という)またはハ(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定める小型機器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」という)を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。

- (ロ)9(季節区分および時間帯区分)に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含まれません。)であること。
- (ハ)お客さまが新たに電気需給約款を希望される際は、一般送配電事業者定めるみなし契約電力が5.0キロワット未満であること。ただし、1需要場所において複数の契約種別を契約する場合は、みなし契約電力と契約電力が5.0キロワット未満であること。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進課金)3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が2.6、0.0円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の1.0キロワットにつき	1.6,2.0円0.0銭	3.9円6.0銭
上記をこえる1キロワットにつき		

(ロ)電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(1)デイトタイム

デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	3.2円0.8銭	3.0円0.6銭

(2)ナイトタイム

1キロワット時につき	1.4円6.0銭
------------	----------

(3)ホリデータイム

1キロワット時につき	1.4円6.0銭
------------	----------

(ハ)使用電力量の計量および算定

- (1)使用電力量は、原則として記録型計量器により計量し、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合を除き、時間帯ごとに、3.0分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するもの)といたします。
- A 1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月のデイトタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- B 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季のデイトタイムの使用電力量は、その期間におけるデイトタイムの使用電力量からその期間におけるその他のデイトタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- C 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季のデイトタイムの使用電力量は、その期間におけるデイトタイムの使用電力量からその期間における夏季のデイトタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- D 電気需給約款16(検針)一般送配電事業者が計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回検針の結果の1か月平均値(月数による平均値)といたします。)によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であら分して得た値といたします。
- E 電気需給約款16(検針)一般送配電事業者が特別な事情がある場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1か月平均値によるものとし、次回検針の結果の1か月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であら分して得た値といたします。
- (2)3.0分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3)使用電力量は、供給電圧と同一の電圧で計量いたします。

ハ 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

- (イ)夜間蓄熱式機器
(1)夜間蓄熱式機器とは、夜(夜間蓄熱式機器)に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器具の機器をいいます。
- (2)ホ(夜間蓄熱式機器)(イ)の主として毎日午後11時から翌日の午前8時まで間に通電する場合は、次の場合を含みます。
- A お客さまが当該機器へおたたる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前8時までの間とすることのできる装置を取り付けた場合
- B 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、両社に申し出てください。
- C 両社は、ホ(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、両社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ロ)オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1)オフピーク蓄熱式電気温水器とは、へ(オフピーク蓄熱式電気温水器)に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とを有する貯湯式電気温水器の機器をいいます。
- (2)オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、両社に申し出てください。
- (3)両社は、へ(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、両社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ニ その他

電気需給約款VII(工事および工費等の負担金)に定める事項については、契約負荷設備を増加したにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したもとして、4(電灯需要(契約電力6キロワット以上))に準じて取り扱うものいたします。

ホ 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。(イ)主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能を有すること。

- (ロ)(イ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。
- へ オフピーク蓄熱式電気温水器
オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためには給湯とあわせて床暖房等に使用するため必要とされる湯温および湯量に沸きあがる機能を有するものであり、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。